

# 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の呼称について



令和5年3月13日  
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

# 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の呼称について（案）

- ✓ 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19※）」を5類感染症に位置づけるに当たっては、以下の点を考慮して、当面の呼称は「**新型コロナウイルス感染症（COVID-19）**」を用いることとし、**将来的にウイルスの特性に更なる変化等があれば、呼称を見直すこと**としてはどうか。

※ WHOの国際疾病分類上、疾患名は「Coronavirus disease 2019 (COVID-19)」とされている。

- ✓ 併せて、**法令上、5類感染症に位置づける際も、現行の「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」の定義を用いて規定してはどうか**（省令改正、次頁参照）。

## <考慮事項>

- ・「今後、感染対策は行わなくて良い」と受け取られないよう、**丁寧なリスクコミュニケーションを行う必要**があること
- ・一般的な風邪のコロナウイルスとの比較では、引き続き「**新型**」のウイルスであること
- ・現在、「**新型コロナウイルス感染症（新型コロナ）**」という呼称が**国民に定着**していること

（参考）「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」（令和5年1月27日厚生科学審議会感染症部会）

### 3. 変更にあたっての留意点

- ・位置づけの変更により新型コロナウイルス感染症の特徴が変わるわけではないことから、今後も感染拡大が生じうることを想定して、高齢者や基礎疾患のある者など重症化リスクの高い者を守ることも念頭に、必要な感染対策は講じていくべきである。その際、国民の間で「今後感染対策は行わなくても良い」といった誤解や分断が起きないように丁寧なリスクコミュニケーションを行いつつ、ご理解を得ながら国民、企業、医療機関等での自主的な判断や取組にご協力いただくことが重要である。

# 法令上の規定（案）

2020年2月～

## 新型インフルエンザ等感染症

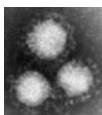
〔従来より新型インフルエンザ、再興型インフルエンザが規定〕

2021年2月～

## 新型インフルエンザ等感染症

### 新型コロナウイルス感染症

（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）



**新型コロナウイルス感染症**  
（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

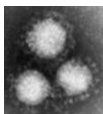
2023年5月8日～（案）

## 新型インフルエンザ等感染症

### 新型コロナウイルス感染症

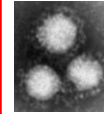
（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

## 指定感染症



**新型コロナウイルス感染症**  
（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

## 5類感染症（省令改正）



**新型コロナウイルス感染症**  
（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

# 参照条文

## ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）

（定義等）

第6条（略）

2～5（略）

6 この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）

二～八（略）

九 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病（四類感染症を除く。）であって、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの

7 この法律において「**新型インフルエンザ等感染症**」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 **新型インフルエンザ**（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

二（略）

三 **新型コロナウイルス感染症**（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

四（略）

8～24（略）

※現行の「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」の定義を用いている法令の例

## ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）

（検討）

第二条 政府は、**新型コロナウイルス感染症**（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の罹り 患後症状に係る医療の在り方について、科学的知見に基づく適切な医療の確保を図る観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2～4（略）